

平成 18 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名：新生信託銀行株式会社
代表者名：代表取締役会長 戸崎憲治

新生信託銀行株式会社に対する行政処分について

新生信託銀行株式会社は、本日、金融庁より、銀行法第 26 条第 1 項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 8 条の 2 に基づく行政処分を受けました。

今回の行政処分の理由は、不動産管理処分信託業務において、引き受けを行おうとする不動産の受託審査・査定を適正に行わないなど信託法第 20 条及び信託業法第 28 条第 2 項（いわゆる善管注意義務）違反などの法令違反行為が認められたこと、法令等遵守（コンプライアンス）及び経営管理（ガバナンス）態勢などに重大な不備が認められたことにあります。処分の主な内容は、平成 18 年 5 月 11 日から平成 19 年 5 月 10 日までの間、不動産管理処分信託の新規受託業務の停止、同信託受託のための調査・審査・管理の態勢（人的構成と体制の構築を含む）の導入、経営管理（ガバナンス）態勢並びに法令遵守（コンプライアンス）態勢の確立です。また、指摘事項に係る業務の改善計画を策定・報告し、直ちに実行することです。

このような事態に至ったことに対して、お客様、関係者各位に深くお詫び申し上げます。当社は、今回の行政処分を極めて厳粛に受け止め、当社における法令遵守と内部管理体制の確立・強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。また、問題の原因となった役職員 3 名の責任の所在を明確にするとともに解雇処分にいたしました。今後は、新しい経営体制の下で、業務改善計画を速やかに策定し、これを真摯に実行してまいります。

なお、不動産管理処分信託業務の新規受託業務の停止期間中も、引き続き既存受託物件の管理は継続されます。また、不動産管理処分信託以外の信託業務とプライベート・クライアント業務は平常どおり行われます。

以 上